

附 則

この基準は、平成 14 年 3 月 29 日から運用する。

附 則 (い)

この基準は、平成 21 年 11 月 18 日から運用する。

附 則 (ろ)

この基準は、平成 24 年 7 月 19 日から運用する。

附 則 (は)

この基準は、平成 26 年 4 月 11 日から運用する。

附 則 (に)

この基準は、平成 26 年 10 月 8 日から運用する。

附 則 (ほ)

この基準は、平成 26 年 12 月 17 日から運用する。

附 則 (へ)

この基準は、平成 27 年 7 月 10 日から運用する。

附 則 (と)

この基準は、平成 28 年 3 月 17 日から運用する。

附 則 (ち)

この基準は、平成 29 年 1 月 19 日から運用する。

附 則 (り)

この基準は、令和元年 5 月 17 日から運用する。

附 則 (ぬ)

この基準は、令和 3 年 7 月 9 日から運用する。

附 則 (る)

この基準は、令和 4 年 8 月 31 日から運用する。

附 則 (を)

この基準は、令和 5 年 3 月 2 日から運用する。

附 則 (わ)

この基準は、令和 5 年 3 月 30 日から運用する。

附 則 (か)

ただし、第 3 章 第 2 節 第 1 5. その他 (3) 第 1-4 図中における「日本産業規格」の文言は、令和元年 7 月 1 日から運用する。